

令和元年度みやぎ21健康プラン推進協議会

日時：令和元年10月31日（木）

午後3時30分から

場所：県行政庁舎4階 庁議室

〈出席委員〉

泉谷委員，板橋委員，小坂委員，川口委員，後藤委員，佐々木（寿）委員，
佐藤（勘）委員，佐藤（浩）委員，庄司委員，中鉢委員，西村委員，南委員

〈欠席委員〉

薄井委員，金田委員，佐々木（秀）委員，菅原委員，辻委員，寶澤委員

〈司会〉

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、公開となっておりますので、定刻までもう少々お待ちいただきたいと思いますが、始まります前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

A3判折りたたみ式になっております資料1-1，続きまして資料1-2，A4判で左上にジョイントをしております資料2-1，そして資料2-2，これはA4判横版になっております。続きまして，右上に資料3ということでカラー刷りのものが1枚。そして資料4，カラー刷りの資料5，資料6が1枚ずつ。そして，参考資料といたしまして，第2次みやぎ21健康プランの概要版，そしてみやぎウォーキングアプリのちらし，みやぎ21健康プラン推進協議会の条例を資料としてお配りしておりますが，資料の不足などございませんでしょうか。

それでは，定刻となりました。はじめに会議の成立について，御報告申し上げます。本日の会議には，委員17名に対しまして，半数以上の12名の御出席をいただいております。みやぎ21健康プラン推進協議会条例に基づきまして，本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。また，この協議会につきましては，県の情報公開条例に基づきまして，公開とさせていただきます。本日の議事録と資料につきましては，後日公開させていただきます。本日は，傍聴者の方がいらっしゃいますので，お願いいたします。会議中は，進行の支障となるような言動の一切を禁止させていただきますので，御静粛に傍聴をお願いいたします。委員の皆様をお願いいたします。本日の会議は，御発言内容を自動的に文章にする議事録支援作成システムという実証実験に参加しております。御発言の際は，職員がお届けいたしますマイクを御使用いただきまして，御発言いただければと思います。

それでは，ただいまから令和元年度みやぎ21健康プラン推進協議会を開催いたします。開会に当たりまして，保健福祉部次長の高橋より御挨拶申し上げます。

〈高橋保健福祉部次長〉

皆さん、こんにちは。保健福祉部次長の高橋と申します。

みやぎ21健康プラン推進協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には、本県の保健福祉行政の推進につきまして、日頃より御指導、御協力をいただいておりますことをこの場を借りまして厚くお礼申し上げます。

本協議会は、みやぎ21健康プランの推進に関する重要な事項を審議していただくことを目的に設置されてございます。皆様方には、御多忙の中、本協議会への委員の御就任を快くお引き受けいただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

本日の会議は、法改正を踏まえた受動喫煙防止対策の推進に向け、平成26年12月に策定した「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」の改定について御審議いただくほか、第2次みやぎ21健康プランの推進状況を御確認いただき、施策の方向について御審議いただきたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき、県民の健康づくりの推進のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。今日はよろしくようお願い申し上げます。

〈司会〉

ここで、今年度委員改選で就任されました委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の委員名簿を御覧いただければと思います。

はじめに、宮城県歯科医師会の泉谷信博委員でございます。

続いて宮城県医師会の板橋隆三委員でございます。

東北大学大学院歯学研究科の小坂健委員でございます。

仙台市健康福祉局の川口浩晃委員でございます。

全国健康保険協会宮城支部の後藤善征委員でございます。

宮城県食生活改善推進員協議会の佐々木寿美子委員でございます。

宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の佐藤勘三郎委員でございます。

柴田町健康推進課の佐藤浩美委員でございます。

宮城県学校保健会の庄司毅委員でございます。

宮城県保育協議会の中鉢義徳委員でございます。

宮城労働局の西村秀樹委員でございます。

宮城県栄養士会の南文子委員でございます。

お手元の資料にも記載してございますが、NPO法人日本健康運動指導士会宮城県支部の薄井啓委員、他5名の委員の方々につきましては、本日所用のため欠席ということですので、御報告申し上げます。

続きまして、本日出席しております県の職員を御紹介いたします。

先程御挨拶申し上げました保健福祉部次長の高橋でございます。

健康推進課長の佐々木でございます。

健康政策専門監の赤間でございます。

その他の職員については、出席者名簿での紹介に代えさせていただきます。

それでは、次第3「会長及び副会長の選出」に移らせていただきます。条例第3条の規定により、会長・副会長は、委員の互選により選出していただくこととなっております。選出にあたりましては、保健福祉部次長の高橋を仮議長とし、議事を進めさせていただきますので、御了承願います。

〈高橋仮議長〉

それでは、会長及び副会長が決まりますまで、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。委員の皆様から、会長及び副会長につきまして、御推薦又は御意見はございますでしょうか。

ございませんでしょうか。それでは、事務局案を提示させていただきますが、よろしいでしょうか。

では、事務局、お願いします。

〈事務局〉

それでは、事務局案を申し上げます。事務局としましては、会長に小坂委員、副会長に板橋委員という案を提案させていただきます。

〈高橋仮議長〉

ただ今、事務局から会長に小坂委員、副会長に板橋委員との案が示されましたが、皆様いかがでしょうか。

〈各委員〉

異議無し。

〈高橋仮議長〉

ありがとうございます。それでは、皆様の御賛同を得られましたので、会長につきましては小坂委員に、副会長につきましては板橋委員をお願いすることとします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

〈司会〉

それでは、会長席、副会長席への移動をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが協議会条例に基づきまして、ここからの議事進行は小坂会長

をお願いいたします。

〈小坂会長〉

はい。僭越ながら、会長に指名されました小坂でございます。

宮城県にはいろいろな課題があると思いますので、皆様の忌憚ない御意見を賜りまして、何とか一步でも前に進めればというふうに思っています。副会長の板橋委員とともに、この会を議事進行していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは議事に移ります。今日の2つの議題のうちの1つ目の宮城県受動喫煙防止ガイドラインの改定について、事務局より説明をお願いします。

〈事務局〉

資料1, 2により説明

〈小坂会長〉

はい。御説明ありがとうございました。細かいところもあって資料もたくさんありますが、御質問・御意見等、忌憚なくよろしく申し上げます。

各委員におかれましては、何か特に質問等ありませんでしょうか。

〈佐藤(勘)委員〉

ちょっと教えていただきたいのですが、「もっぱら特定の者が利用する事務所」というと、小規模施設というふうなイメージがあるんですが、もしくは大規模であっても、少人数を特定した施設というイメージがあるんですが、その多数の者というのは、参考の方の④「多数の者が利用する施設について」云々という部分との整合性について考えられた上でのこういうお話なんでしょうか。それとも、「【参考】改正健康増進法の概要等」の④とは全く別の解釈で、このような形で変更されたということなんでしょうか。

〈小坂委員〉

事務局、お願いします。

〈事務局〉

今回の改正法では、多数の者というのが、1人ではない2人以上の者は多数というふうな解釈をされておりまして、それでこのような整理をしたところでございます。

〈佐藤(勘)委員〉

すみません。1人以上が多数っていうのは、どの文言がそれを指すんですか。ちょっと教えてください。

〈小坂会長〉

佐藤委員が言われている「多数の者が利用する事務所等」というのが、ちょっとこれだけ読んでもわかりにくいということもあると思うんですが、この辺、県の方で想定しているのは、普通の会社とか、事務所というところいろいろなところが入ると思うんですけど、どういうところを具体的に想定していらっしゃるのか教えていただければいいかなと思います。

〈事務局〉

前のガイドラインでは、「もっぱら特定の者が利用する事務所」というのは、一般の事業所というということで想定していると思うんですけど、そうすると1人ではなくて、従業員さんもいらっしゃるって、何人かで使っているというふうな想定でおったと思います。

先ほどの「多数の者が利用する施設」の定義ということで、厚生労働省の方からQ&Aが出ておまして、こちらの解釈として、「2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設をいいます」ということなので、入れ替わり立ち替わり、少なかったとしても使う施設については、多数の者が利用する施設というふうな解釈をされております。

〈佐藤(勘)委員〉

一般通念上の理解としては、1人以上が多数っていうのは、かなり無理がある解釈かなと。それが厚生労働省で定められているというのであればそれは構わないんですが、ただ、かなり解釈上に無理があるんじゃないでしょうか。複数とかいうならまだわかりますけど、1人以上が多数っていうのはどうなんでしょうか。広辞苑あたりでもですね、1人以上が多数というような決め方をしているのかどうかに関しては、多少疑念が残りますが、その辺、厚生労働省の参考文献、出典があるのであればちょっと教えてください。

〈事務局〉

申し訳ありません。私の説明が少し間違っておりました。1人以上ではなくて、1人は除き、2人以上です。複数以上です。「2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設をいいます」というのが、厚生労働省の解釈です。

〈事務局〉

補足をさせていただきます。出典元という御照会がございましたので、平成31年4月26日付けで、厚生労働省健康局より出ました、今回の健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aというところに、多数の定義が、今、佐々木課長が申し上げましたとおり、2人以上ということで、一般的には委員御指摘のとおり2人以上であれば、例えば複数というような一般的な解釈ではございますが、県のガイドラインといたしましては、厚生労働省のQ&Aに基づきまして、同じ文言の整理の仕方をしたということでございます。何卒御理解いただきたいと思います。

〈小坂会長〉

その辺が、宮城県のガイドラインでわかるようになっていきますか。自分の事務所がどこに該当するのかというのを、なかなかわかりにくい場合があったりする場合に、今の定義などを記載していただくとか、そういう何かがあってもいいのかなと思うんですけど。その点どうでしょう。

〈事務局〉

はい。分かりにくい点があったと思いますので、その辺りの定義等を追記させていただくようにしたいと思います。

〈小坂会長〉

はい、板橋委員お願いします。

〈板橋副会長〉

1-2の現行ガイドラインでの文言の建物内禁煙っていうのは、改定ガイドラインでは屋内禁煙ということで、入れ替わったというふうに考えていいんですね。

それともう1つ、真ん中の改正健康増進法のところで経過措置として、既存の特定飲食提供施設というのには、経過措置が設けられているんですね。これについて改定ガイドラインの方は、特に断りなしで一つに括られているわけですよ。そうすると、経過措置がないという意味なのか、あるという意味なのか。もしあるとすれば、改正健康増進法でいう、規模が小さい事業所という、規模の小さいとか大きいとかいうのは何か定義があるのか。そこを教えていただきたい。

〈事務局〉

建物内禁煙が屋内禁煙にというのは、そのとおりでございます。改正健康増進法の表現に合わせたものでございます。

特定飲食提供施設の定義でございますけれども、経過措置がございますのが、個人又は中小企業で、資本金又は出資金の総額が5千万円以下の企業であって、かつ客席面積が100平方メートル以下の飲食店というのが、既存の特定飲食提供施設、経過措置のあるものになっております。これについては、喫煙可であるという標識の掲示が義務づけられております。

〈板橋副会長〉

わかりました。どうもありがとうございました。ただ、やっぱりこれは、どこかには一言触れておいてくれた方がいいですね。ここで言う、例えば、多数というのはこういうことです、ここで言う小さな規模というのはこういう定義がちゃんと決まっています、と。あるいは定義まで書かなくてもいいかもしれませんが、数字でも何でもいいんですが、要するに、

もうすでに決まっていることですよということがわかるように、どこかでちょっと触れておいていただけるとありがたいと思いますね。

〈事務局〉

今、委員から御指摘がございました、抽象的な表現であるとか、国からの通知に基づく定義があるものについては、ガイドラインの中に補足説明、注意書きするようなかたちで、読んだ段階で内容が分かるように、工夫を進めて参りたいと思います。ありがとうございます。

〈小坂会長〉

はい、よろしくをお願いします。他に委員の方からいかがでしょうか。

私の方から個人の委員としてお聞きしたいんですが、行政機関の庁舎ということになっていて、今、北海道庁とか、他のいくつかの都道府県で、県議会の庁舎をどうするんだということ結構もめていたと思うんですが、宮城県の議会庁舎についてはどうなっているのか、もしよかったら教えていただきたいなと思っています。これは、行政機関の行政庁舎には入らないんですか。

〈事務局〉

はい。議会庁舎につきましては、行政機関の庁舎ではなくて、第二種施設の扱いになります。その取扱いにつきましては、議会の方で事務局も含め検討をしているところだと思います。

〈板橋委員〉

もう一つ非常に細かい話なんですが、診療所をやっていると、たくさんの方が車で来るわけですよ。一応敷地内禁煙にしているんですね。だけど、車の中はどうなんだっていうのがいつも問題になるんですね。あれは、車の中というふうに扱えばよろしいですか。禁煙の敷地内に止めた車の中で吸うというケースがあるんですね。わざわざ出て行って車の中で吸うわけですよね。これどういうふうに考えたらいいのか。結構いると思いますよ、病院に行ったら。

〈事務局〉

車の中については、敷地内禁煙の場合、止まっている車の中で、その敷地内で吸うというのは、やはりだめです。車の中も禁煙でございます。通過するというのは、また別なんですけれども、そこで止まって吸うというのは、敷地内禁煙に反することになります。

〈小坂会長〉

大学等でもやっぱり同じことが起きていて、基本的には駄目なんだけど、具体的な実際の

取り締まりは難しいような状況がございます。

〈南委員〉

ちょっと細かいようなんですけれども、対象となる施設の中で公園、遊園地、通学路などに関しまして、屋外において受動喫煙防止のため配慮が必要な空間というふうに明示されているんですが、例えば、県庁前の公園のあたりで県の職員が大量に喫煙されているというようなところをたびたび目撃しているところではございます。その辺のところの、何か喫煙場所を別に設けるのかとか、ちょっと教えていただければと思います。

〈事務局〉

公園に限らず、屋外においてになりますけれども、喫煙の際は、周囲に受動喫煙の影響を及ぼさないように配慮することというのが、法の中の義務にもありまして、吸う方については、そこを配慮していただきたいということになるんですけれども、公園の中なり、公共の場所にとということになると思うんですが、その喫煙施設を設けるかどうかということにつきましては、その施設管理者の判断になるかと思えます。

〈南会長〉

ということは、こちらの人が行っても、そちらの公園の管理者の責任ということになるのでしょうか。

〈川口委員〉

仙台市の健康福祉局の川口と申します。今のは勾当台公園の場合だと思いますが、仙台市青葉区で管理をしてございまして、喫煙者、喫煙場所の扱いにつきましてはいろいろと御意見をちょうだいしているということを伺っておりまして、今、青葉区の方で、どんな対応が可能なのかということを検討しているということは、こちらの方で聞いてはございました。

〈小坂会長〉

他よろしいですか。

ちょっと、昨今の状況を述べますと、秋田県庁がトップダウンで、議会条例を作って、かなり一生懸命やっているという状況です。それから、国際的には例えば台湾なんかでたばこを吸うと、日本円で4万円ぐらいの罰金なんです。だから、屋根のあるところは吸っちゃいけません、もしくは、罰金が日本みたいに千円とか2千円とかという甘くなくて、4万円ぐらいのかなり厳しいものとなっています。一方、ヨーロッパなんかで屋内禁煙になっていますが、外はかなり野放しになっていて、受動喫煙の曝露というのは結構あるというところも多いようです。なかなかサードハンドスモークという概念が浸透していなくて、例えば新幹線に乗っても、さっきまでたばこの煙がもくもくのところに行っていた人が隣に来てす

ごい臭いみたいなことがあって、45分とか数十分は有害な物質を出しているっていうのは、これはもう科学的に言われています。生駒市とかちょっと先進的な市町村とか、企業とかは、そういうところに行ってきたら45分間は入ってはいけませんというところまでやっているんですね。だからぜひ、たばこを吸って勤務に戻る人も含めて、ガイドラインに載せないにしても、そのサードハンドスモークとか、そういうことも含めた吸わない人の害を抑えるための努力というのはガイドラインとは別にしても進めていただけたらなというふうに思っております。

〈事務局〉

先ほど南委員の方から御質問があった事項に、補足をさせていただきます。確かに勾当台公園の喫煙については、NHKを始め、民放局の方でも取り上げられたことがあったかと思えます。なお、県庁の職員がというお話がございましたので補足をさせていただきますと、そういった状況を踏まえまして、庁内の職員向けにたばこを吸われない方、特に小さいお子さんなどに配慮するようというところで、注意喚起がなされたところでございます。なお、それを踏まえて、本当にゼロかというところ、ゼロではないかと思えますが、職員の方も、特に目の前の公園などでの喫煙については、注意をしているというところでございます。数字的な部分は、持ち合わせてはございませんが、そんなところの経過もあったということで、御理解いただけますと助かります。

〈佐藤(浩)委員〉

柴田町佐藤です。私、このガイドラインの改定を非常に待っていたんですけども、今回の法改正があった時に、20歳未満の方の扱いが、労働基準監督署の方でも20歳未満の方にはたばこの煙が触れないようにとか、吸い殻掃除の場所にも行かないようにとか、そういったことが明記されていたのがありまして、役場の庁舎でも18歳、高校卒業して入られる方にはたばこに触れないようにするしかないとしていましたが、その20歳未満の方の扱いが変わったっていうのが、意外にどこでも取り上げられてこないものですから、このガイドラインで20歳未満の扱いが変わっているということも触れてもらって、働いてからもその年齢でも注意しなければならないことがあるというのを、一言入れていただけたら非常にありがたいなというふうに思ったところです。

〈小坂会長〉

はい、ありがとうございます。この辺、庄司委員、学校とかそういうところの絡みで今回の改正健康増進法で何か変わった点とかございますか。

〈庄司委員〉

学校現場で特に変わったということはないんですが、学校について、当然敷地内禁煙とい

うこと言っていますし、子供たちに特に影響がないようにということで、わりと学校の方については法改正以前から進んでいるのかなと思います。あと、教育の中で、薬物等も含めた部分で、学習の一部に入っていますので、それをもっともっと進めると、啓発っていうんですかね、ここで話しているようなことを子供たちにわかりやすいポスターなんかがあると、その子供たちが大人になった時に効果が出てくるのかなと。なかなか一朝一夕にすぐ、100%改善するというのは難しいと思いますので、啓発活動の部分で御尽力いただければなと思いました。

〈小坂会長〉

事務局の方がいかがでしょうか。今の20歳未満のことに关しまして、少し追記を御検討いただければと思います。

〈事務局〉

はい。今のお話はごもっともだと思いますので、20歳未満について、定義などを加えることと併せて追記を検討させていただきたいと思います。あと、今、庄司委員の方からお話がありました、学校現場での啓発ですけれども、県といたしましてもそちらも力を入れていきたいと考えておりますので、その辺り学校現場でも御協力をいただけると大変ありがたいと思います。

〈小坂会長〉

その他各委員いかがでしょうか。もう1点しつこいんですが私の方から御質問させていただきますんですが、これは宮城県のもので、柴田町の佐藤委員のところなど先駆的にされてますが、一番大きな仙台市がちょっと先を行くと宮城県庁も後から合わせやすいのかなと思っているんですが、川口委員、今回の宮城県のガイドラインというのは仙台市のガイドラインと大きく変わらないと思ってるんですけど、或いはさらに進む予定があるのかどうか、その辺のことをちょっとお聞きしたい、わかっていたら教えていただきたいです。

〈川口委員〉

はい。仙台市でもやはり同様の受動喫煙防止のガイドラインがございまして、仙台市のガイドラインはこの7月に改定をしております。改定の中身といたしましては、やはり法改正、これまで法で具体的な規制がなかったということで、それを踏まえた形でガイドラインの底上げをはかるということでは、やはり、宮城県さんと同様な改定を行ったという状況でございまして。ですので、仙台市でも当然、受動喫煙防止、禁煙を進めていくという大きな方向性、柱っていうのはあるわけですけれども、その中で、まずは目指していく姿ということで、今あるもののうち、法でさらに強められたところを見直すというところで、この7月に見直したばかりです。来年4月の法改正を受けてまたすぐに何かということは今のところは予

定していませんけれども、やはりこの法改正、さらに法改正後、さらにこの受動喫煙防止について取り組みが強化されていく中では、必要に応じてガイドラインというのはやはり状況に応じて見直ししていく必要があるんだろうなどは考えておりました。

〈佐々木委員〉

敷地内禁煙のところで、先ほど車の中でたばこを吸うっていうのが出たんですけど、私の住んでいる地域は車社会なので、若いお母さん方が、子どもを乗せてたばこを吸いながら運転しているというのをたまたま見かけるんですけど、この間も見かけたので、余計なお世話かなと思いつつながら、ちょうど信号のところで赤信号で並んで止まったので、車の中からジェスチャーでたばこ駄目よみたいなことをやったんです。そしたら、そのお母さんにすごい目でにらまれてしまいました、ちょっと残念だったんですけど、こういう若いお母さん方、若い女性に何か、たばこは駄目よみたいなことを言う場所があればいいかなと思います。例えば子どもの健診のときとか、そういうときにもっと強く言ってもらいたいなっていう気持ちがありました。以上でございます。

〈小坂会長〉

事務局の方からいいですか。では、私の方から、これは宮城県のデータじゃないんですけど、私どもの教室でも、北関東の県のデータなんですけど、たばこを吸っていると交通事故による死亡が高いっていうことを論文発表しまして、そういうことは事実として公表してきました。ただし、そういうたばこ関係の論文発表すると、そのあとかなりいろんなクレームが来てですね、一週間電話をストップするくらいの、そんなことくらいでもかなり反響はあるというようなことも申し上げておきたいと思います。もちろん対策として、推進のいろんな啓発活動をやっていただくということだろうと思います。何か事務局いいですか、補足。

〈事務局〉

お母さん方への啓発については、まず、母子手帳交付の際に、そのような啓発活動をしていると思いますけれども、柴田町の佐藤課長様、何かあれば。

〈佐藤(浩)委員〉

はい。柴田町のたばこの対策ということであれば、お母さんが、母子健康手帳交付に来たときは、お母さんだけでなく、家族で吸っている者がいるかどうか、誰が吸ってるか、何本くらい吸っているかという喫煙の現状の確認をさせていただいているところでした。多量に吸っていない方であっても、赤ちゃんへの影響をどう理解しているか、お母さんにお聞きしています。「たばこの影響を考えてやめようと思う、でもまだやめられない」というように、その人なりに、やめる方向であればということをお話を聞かせていただいているところでした。ただおじいちゃん、おばあちゃんに非常に言いにくいと。吸った直後に来ないで欲

しいってというような、おじいちゃん、おばあちゃんにとってはちょっと悲しいような発言もありますので、そういったことを家族がフリーでお話できる方がいいということで、「吸いたくない坊や」っていうんでしたっけ、県とかでのパンフレットをいただいているものを、家族みんなで確認してくださいということでお話をしています。

そのあとの健診の都度にも確認はしているので、育児のストレスがたばこにいかないように、そういったことも含めて4ヶ月であれ、1歳半であれ確認はさせていただいております。あとどうしてもという方には、柴田町では今年度から禁煙相談を始めて、スモーカーライザーでチェックして、病院に行くか、保健指導で頑張るかという、御本人に選択させていただいて、それの方にも誘導して、今チャレンジしています。でも男性しか来てないですね。お母さんは、なかなか来れないと思うんですけども、そういった現状です。

〈小坂会長〉

そうですね。年配の男性、それから若い女性もあまり減ってないというところで、その辺ももう1つのターゲットですので、ぜひ、職場の方、県の方からも、ぜひいろいろな啓発活動をお願いしたいと思っております。

それでは、ほかになれば、このガイドラインにつきましては、ただいま出た意見、定義のところですか、19歳以下の方の話ですか、そういうところを調整させていただいて、会長、副会長、事務局の方で調整して、皆さんの御意見を踏まえて、その辺は修正させていただきたいと思っております。

それでは引き続き、第2次みやぎ21健康プランの推進について、今日、大きな2つの議題のうちのもう1つですね、これについて事務局から説明をお願いいたします。

〈事務局〉

資料3～6、参考資料1により説明

〈小坂会長〉

はい、どうもありがとうございました。たくさん資料があって、改善しているところと、改善してないところ、或いはそれに対して様々な取り組みを展開しているというところを説明いただきました。各委員の方から忌憚のない御質問、御意見ををお願いします。

〈南委員〉

質問でございます。申し訳ございません。みやぎヘルスサテライトステーションに関しまして、今年度も御案内はいただいておりますが、参加はしてなかったんですけども、来年、再来年に向けて、今後どのような計画をなさっているかお伺いしたいと思います。

〈事務局〉

はい。みやぎヘルスサテライトステーションにつきましては、今年度だけではなく、県内各地にどんどん増やしていきたいと考えておりまして、来年も募集をさせていただきますし、日程としましては、年間を通じて募集していきたいと思っていますので、ぜひ取り組みの方をよろしくお願いいたします。

〈佐藤(勘)委員〉

昨日、NHKのラジオを聴いていたんですね。聞くともなしに聞いていたというか、ながら聞き、運転しながら。その中で、昨日、テーマがスポーツやってますかみたいなテーマで、その中で、1時間半歩くとか2時間歩くとかという健康自慢の方がいらっしやって。お医者さんと思われる方が、そんなの全然意味がないと、全く健康維持にはイコールになってなくて、かえって関節を痛めるだけで、だったら筋肉増強の方がよっぽど役に立つみたいな話をされていて、NHKさんのラジオだったんで、多少なりともエビデンスがあるのかなというふうに思ったんですが、同時に、今のみやぎウォーキングアプリも含めた15分歩こうとか、真っ向から否定されるような話だったもんですから、この辺りってどうなんでしょうね。僕自身もわからないままラジオを聞いていただけの話なんですけど、何かありますでしょうか。

〈小坂会長〉

私の方から補足しておきます。一番良い論文がここ1年で出ていまして、米国医学界雑誌で、東大の先生たちが、その8千歩とか1万歩くらいまではいろいろな疾病のレベルを下げるということを証明しています。国内の先生たちのものだと、8千歩まではいいんだけど、1万歩にこだわる必要ないよねと。かえって多いと問題があるかもしれないということと、それからすごく真面目な人は、雨の日でも、雪の日でも、嵐の日でも、体調が悪くても1万歩歩かなきゃいけないみたいな強迫観念に駆られてしまうような、そういう健康活動をしている人がいて、そういう人にとっては必ずしもそれが健康に良くない場合もあるかなぐらいの話なんだろうと思います。ですから、そういった生真面目にやるというのよりも知らないうちに楽しみながら歩いているというような環境で整備するっていうのが大事なのかなというふうに思ってますし、こういうアプリを使ってもらって楽しみながらやっていたくっていうのもいいのかなというふうに思っております。補足でした。

他は、あとよろしいですか。ごめんなさい、このペジプラス100についてちょっと教えていただきたいんですけど、コンビニに入っている。それからスーパーは、宮城県のスーパー2社ですか。宮城県のスーパーっていうのは大体特定されるので、それ以上いいんですけど。あと、もう1つは、塩と油って書いてあるんですが、油に関してはもう最近は、「良質な油を適度に取りましょう」、昔は減らす方向だったのが、かなりシフトしてきているんですね。良質な油っていうのは、何かというところもあって、残念ながら国内だと、トランス脂肪酸をたくさん含む食品、ショートニングとかマーガリンとかですね、そういう油が結構

使われているということで。だから、逆に良い油を取りましょうっていう話なので、その辺のところは、最新のエビデンスに基づいて、海外、ハーバードとかを含めて、そういうことが出てますので、その辺で何とか、あんまり脂肪削減とかっていう方向には行かなくてもいいのかなと思っていますので。塩分はもうちょっと減らしてもいいと思うんですが。野菜が、たくさんの食品がすごく並んでくれて、我々の買いやすい、もう大学病院の周りなんて本当にそういう食べ物がないんですね。ですからそういうのが増えてくれるとすごくいいなと思ってんですが、これはかなり魅力的なメニューが並ぶんでしょうか。

〈事務局〉

すみません、今、手元にその45種類のメニューがないんですけれども、食改さん、あと大学さんにかなり頑張ってもらっていると思うので、魅力的なメニューになっていると思います。

〈小坂会長〉

当然コンビニさん入っているから県庁でも売ると。

〈事務局〉

はい、県庁でも、ヘルシーメニューと言うことで、県庁食堂とか県警の食堂さんとかに御協力いただいて、そちらの方でも展開していただくように、期間限定にはなるかもしれませんが、取り組む予定であります。

〈小坂会長〉

これは3月までだけど、そのあと、その企業さんの方で続けるかどうかというのは、わからないじゃなくて、もう3月にこれは全部県の事業として終わっちゃうんですかね。

〈事務局〉

県としては、原則このくらいですけれども、企業さんの方で、通年取り組んでいただけたら、もっと拡大して展開していただけたらというのは、それはもちろん歓迎すべきところですので、ぜひそのようにしていただきたいなとは思っております。

〈事務局〉

せっかく会長の方から、御質問がありましたので、御説明させていただきますと、今年度、今後展開する予定といたしましては、スーパー、量販店ではございますが、例えば、イオン、そしてウジエスーパー県内60店舗くらいで、こういった運動を展開していけたらと。コンビニにつきましては、課長の説明にもありましたが、ローソン、そして社員食堂、県庁・県警食堂と申しましたが、魚国総本社でいまのところ食堂を展開しておりますので、そんなと

ころで、ベジプラス100&塩エコ推進事業を展開していきたいというふうに考えておりますので、皆様方もぜひぜひそういった店舗を御利用いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

〈小坂会長〉

はい、ありがとうございました。お高いんですか。そうでもないんですか。

〈事務局〉

去年は、ベジプラス弁当としてお弁当をスーパーさんの方でお出ししていただいておりますので、そちらの定価が、資料6を御覧いただけますでしょうか、右下のところにシールを貼った透明な弁当パックに入っているお写真でございます、こちらがだいたい500円くらいで、お弁当として、ワンコインほどで販売していただいたところでございます。

〈小坂会長〉

はい、ありがとうございました。ぜひ、各委員におかれましては、試していただいて、よかったですらフィードバックをどんどんしていただければと、宣伝していただければというふうに思っております。他、よろしいですか。

〈佐々木(浩)委員〉

ウォーキングアプリの件だったんですけども1月末からということで、まだ登録者の方は、5千人台にとどまっているかなというふうに思うんですが、県の方では、どのぐらいの方に登録していただいて、歩いているという実績を、何千人、何万というように目標を何か掲げたのかどうか、教えていただければと思いました。

〈事務局〉

いまのところまず、今年度末には、9千人くらいまでは登録を増やしたいなと思っております、令和4年度はみやぎ21健康プランの目標年度でありますので、その時には、2万から3万くらいになっているとありがたいなと思っております。

〈佐藤(浩)委員〉

実は町の9月議会の一般質問の中でも、町の方では県の15分ではなく、10分頑張ろうというふうに町の健康プランで示しているものですから、県のこちらも活用してぜひということでお話をするんですが、なかなかダウンロードが。一生懸命歩きたい人って今の柴田町で言えば、60歳超えた方の方が一生懸命歩いているんですが、このアプリがなかなか登録できなくて困っているようです。うちの課に持ってきていただければ、ここにQRコードがあるので私が入れてあげますというふうな話をして、議員さん、うちの首長も含めて活

用しているところです。始めた人にとっては競い合って出来るものなので、私と町長も歩数を競い合っているところです。意外に登録している男性職員の方は、かなり頑張っているのですよ。そのためお互いにそのグループなり、その効用を、このPRと合わせて、もうちょっとしていただくと、抵抗なく入れるんじゃないかなというふうに思います。登録は実名ではないので、周辺の方しかわからないと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思ったところでした。

〈小坂会長〉

各委員でこういうのを、参加者を増やす良い方策、或いは各団体等でちょっと周知徹底してもらって幹部の方が全員入れてもらうとかですね、そういった、まず隋より始めていただくというのも一つの案かなと思っていますので、各委員におかれましては、ぜひ次回までにとりあえずダウンロードとログインはしてもらおうと。アクティブユーザーがどのぐらいいるかということとか、或いは他の県でも同じようなことをやっていて、そこと比べてどうかとか、ちょっと厳密な比較も今後していければなというふうに思っております。ありがとうございました。

〈中鉢委員〉

前段のお話でちょっと申し訳なかったんですけども、単純な質問と参考の事例。単純な質問は、いわゆる受動喫煙で、喫煙室を作っているところ、多分たくさんあると思うんですけども、これの性能、実際どういう検査をして、安全なのかどうか。例えばメンテにしても、作りはずっとそのままやっているのか、それとも、半年ごとに定期点検して、科学的根拠もあるのかどうかということ。あと参考事例ですが、某自治体の首長さんが、庁舎を新設した時にこの喫煙ルームを作ったと。この首長さん感心したのがですね、1時間おきにそこに見に行ったんですよ。するとね、決まった職員が吸っていると。それでその首長さんが考えたのは、全職員の年俸、これを12で割ってさらに、1日で割って月で割って、時間で割って30分単位にまで刻んで、あなたがこうやって喫煙ルームに何回行ったと、何分吸ったと、事細かにやったら、大分、吸う方が少なくなったと。後半は参考事例で、前半の喫煙ルーム、これは科学的根拠があるのかどうか。

宮城県に相当あると思うんですけども、それをちょっとお聞きしたいと思います。

〈小坂会長〉

これは事務局、私の方、どちらが。私の方からでもいいですか。

喫煙ルームに関しては、分煙っていうのは国際的な流れからはもう完全に外れている話で、一時期、国の方も喫煙室についてちょっと助成をしているということもあって、なかなかすぐ駄目よというところにはいつてないんだと思うんです。ただもう、国際的或いは医学的には、そういう喫煙ルームとか分煙っていうのは、ないというのがもう基本だと思っています。

す。だから既存のものはある意味、仕方がないかもしれないけど、今後この宮城県のガイドラインを作る、進めていく上で、あまり喫煙ルームを作るっていうのは、特に分煙みたいなところの話というのは、もうないのかなと、積極的には進めないのかなというふうに思っていますので、その辺を含めて多分、宮城県庁の方も、あんまり基本は多分進めないという方向なんだろうというふうに思っております。

〈事務局〉

今会長が、おっしゃっていただいたとおり、分煙ということについては、今回のガイドラインからは、文言自体を削除した形にしております。先ほどの、喫煙専用室を設ける場合の基準というところなんですけれども、そちらについては、厚生労働省が政省令の方で、基準を厳しく示しておりますので、それについての測定もおおむね3ヶ月ごとに1回以上とかです、そういうような決まりになっておりますので、喫煙専用室は作るのも厳しいですし、維持するのも厳しいというふうな今回の法改正の内容になっております。

〈小坂会長〉

他よろしいでしょうか。

宮城県のこのデータを見ると、駄目なところも随分出ているんですが、東北地方の他の県に呼ばれていくと、宮城県、実はかなり良いところが多くて、死因に関しても脳卒中は問題なんだけど、それ以外に関してはかなり良いんですね。だから、ちょっとこれを見ると駄目駄目みたいな感じはあるんだけど、男性の健康寿命がすごく高いですし、自死率も非常に低いですし、みたいところ、少しいいところも褒めていく、良いところを伸ばすっていうのもこれからの作戦かなというふうに思ったりもするところがございます。その辺も含めて、戦略に関して、皆様方、また今後検討いただければなというふうに思っております。

他になれば、以上で、みやぎ21健康プランの推進についての審議を終わりにしたいと思います。

最後に(3)その他でございますが、委員の方々から何か提案とか御審議とかありますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして事務局の方にお返しいたします。円滑な運営にいただき、御協力いただきましてありがとうございました。

〈事務局〉

小坂会長、議事進行いただきまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。なお、本日の会議の内容につきましては、会議録といたしまして、委員の皆様へ御送付させていただきます。内容の確認につきまして、御協力を何卒よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、みやぎ21健康プラン推進協議会を終了いたします。本日

は誠にありがとうございました。大変お疲れ様でございました。